

報道資料 1

2023年12月18日

日本放送協会

会長 稲葉 延雄 殿

報道局職員の不正な経費請求に関する第三者委員会

座長 山川 洋一郎

委員 穴戸 常寿

委員 佐藤 保則

報道局職員の不正な経費請求に関する調査報告書に対する評価について
(答申)

報道局職員の不正な経費請求に関する第三者委員会は、「報道局職員の不正な経費請求に関する第三者委員会 運営要領」第7条に基づき、全6回にわたって開催された委員会においてNHKより提出された調査方針案や調査状況説明、最終的に提出された「報道局職員の不正な経費請求に関する調査報告書」について、当委員会の見解を別紙1のとおり取りまとめたので、答申する。

(別紙1)

報道局職員の不正な経費請求に関する調査報告書に対する当委員会の見解

日本放送協会（以下、「NHK」という。）は、第三者委員会運営要領（別紙3）第4条に基づき、第三者委員会を設置し、取材源の秘匿に配慮した上で、報道局職員の不正な経費請求（以下、「先行事案」という。）に関する追加調査（以下、「A 記者事案全容調査」という。）と、全局を対象とした先行事案と同様の不正の有無の調査（以下、「全数調査」という。）を実施し、これらの調査によって判明した事項に対応した原因分析および再発防止策を策定し、これらの結果をまとめた調査報告書（以下、「報告書」という。）を作成した。

当委員会は、NHK が示した報告書について、これまでの NHK からの諮問事項、当委員会における議論および検討内容等を踏まえ、本件特有の条件下で、報告書が視聴者の信頼に答え得るものとなっているか、妥当性を評価する観点から検討を行った。

当委員会における個別の論点および検討結果は以下の通りである。

A 記者事案全容調査の手続きの妥当性について

報道局 A 記者の関連する経費申請を全て内容確認し、疑義が検出された全ての経費申請の真偽について A 記者の認否を確認し、外部弁護士の意見を聴取した上で、全件の不正の有無を判定したものであり、A 記者事案全容調査の手続きは妥当と考えられる。

全数調査の手続きの妥当性について

A 記者事案以外の同様の不正の有無の調査においては、取材源の秘匿を最大限に尊重しつつ、調査対象期間における全ての経理データ・関連帳票データを電子データ化し、不正懸念者を抽出すべく条件を設定して分析を行える環境を構築し、解明が行われていた。合理的な条件設定によるスクリーニングテストなどを用いて不正判定を行って疑いのある申請者を抽出したこの方式は、この種の経費不正における抽出方法として効果的であり、妥当と考えられる。

加えて、並行してアンケート調査を行うとともにホットラインを設置し、広く情報を募り、データからのみでは感知できない不正の可能性に対応した。

これらの方式で判定したうえで、更に不正懸念者にヒアリングの機会を与えた上で最終的な不正の有無を判定したものであり、全数調査の手続きは妥当と考えられる。

原因分析の妥当性について

A 記者事案や、全数調査で発見された事案単独の問題ではなく、真因は、報道局の各出稿

部部長に与えられた部局の裁量と、組織としての統制をバランスさせた体制を構築する責任が果たされていなかったという構造的問題にあるとした分析は妥当と考えられる。

NHK は取材源の秘匿を守りつつ、不正な請求等を排除する体制を構築すべきところ、取材現場の裁量にゆだねて組織としての統制をかけず、不正の抑止を専ら記者個人の職業倫理に依拠させる結果となったため、本来のルールから逸脱した実務運用が可能となってしまっていたことが最大の問題であることを指摘した点は、一定の評価ができる。

再発防止策の妥当性について

部局の裁量を維持しつつ、管理部門の牽制、経費申請状況の透明化による牽制等の導入という、実現可能性と実効性を追求した再発防止策は、取材源の秘匿等の報道機関としての重要な価値を確保しつつ、適切に構造的問題に対処したものとなっており、妥当と考えられる。

以上により、当委員会としては、NHK が作成した報告書は妥当であると考えられる。

なお、今後の再発防止策の実施にあたって、委員会は、以下の点を強く要望する。

受信料の財源は公金であり、その不正・不適切な利用は金額の多寡に関わらず生じてはならない。この点について、本件に関わる部局のみならず、NHK 全体として、再発防止策の趣旨の徹底を行うべきである。

近時 NHK では、取材情報の漏えいほか、報道機関としての課題が指摘されている。取材現場における基本倫理の徹底を行い、風土改革を行うことが必要である。

本件調査および再発防止策の策定はそれ自体としては妥当と考えられるが、より根本的な問題は、NHK 自身が今後、どのような報道、取材を行っていくかにある。

根気強く、かつ執拗に、十分な取材を行い、独立公正な編集を行った上で、国民の知る権利に資する報道を行うことが、公共放送たる NHK に一番強く期待されていることだと考える。

受信料財源に基づき運営される公共放送として、記者に与えられた裁量と組織による統制の間の緊張関係が緩まないよう、牽制関係を適切に構築・運営し続けることが求められる。

そしてこれこそが、取材の自由に大きな社会的価値が認められ、取材源の秘匿権が認められる所以でもある。

本報告書が、NHK の報道機関としての信頼を回復させる再スタートになることを期待してやまない。

なお、報告書における事実認定は、取材源の秘匿への配慮等が必要な中で実施した調査の結果に基づくものである。その他の資料等が存在し、新たな事実関係が発覚した場合には、NHK において、適宜適切に対処していくことが前提であることを付言しておく。

(別紙2)

2023年度報道局職員の不正な経費請求に関する第三者委員会の開催状況

第1回開催日時：2023年10月26日(木) 9:30~11:30

第2回開催日時：2023年11月9日(木) 10:00~12:30

第3回開催日時：2023年11月22日(水) 13:30~15:35

第4回開催日時：2023年12月6日(水) 10:00~12:20

第5回開催日時：2023年12月14日(水) 16:00~18:00

第6回開催日時：2023年12月18日(月) 15:00~18:00

以上

(別紙3)

報道局職員の不正な経費請求に関する第三者委員会 運営要領

2023年11月9日

報道局職員の不正な経費請求に関する第三者委員会決定

報道局職員の不正な経費請求に関する第三者委員会（以下、「本委員会」という）は、委員会の運営にあたって以下のとおり定める。

(総則)

第1条 本委員会の運営に関する事項は、本運営要領において定める。

(委員会の設置)

第2条 本委員会は日本放送協会定款第62条に基づき、報道局における不正な経費請求事案について協会が主体となって実施する調査（以下、「本件調査」という）の妥当性を検討するため、設置する。

2 本委員会は、日本放送協会会長（以下「協会会長」という）の諮問を受けて、前項にかかる課題等について議論し、答申する。

(委員会の構成等)

第3条 本委員会は、協会会長が部外学識経験者の中から委嘱する委員等をもって構成する。

2 委員会には座長を置く。

(本委員会の運営等)

第4条 座長は委員会の会議を招集し、議事をつかさどる。

2 本委員会の開催は座長を含む委員の過半数の出席をもって成立する。

3 電磁的方法を用いて遠隔地から審議に参加する場合には、本委員会に出席したものとみなす。

4 本委員会は協会が主体となって行う本件調査について次に掲げる検討を行い対応する。

ア 調査項目・調査方法案について、取材の自由の観点も踏まえて審議・決定する

イ 調査状況の確認、修正指示を行う

ウ 調査結果の分析の確認、審議、修正指示を行う

エ 本件調査にかかる最終報告書案の審議、修正指示、承認を行う

5 協会役員または職員は、本委員会の求めに応じ本件調査の実施状況等を説明・報告し

なければならない。

(会議結果の取扱)

第5条 本委員会における会議の結果は、座長がとりまとめ、協会に報告する。

(情報の公開)

第6条 本委員会の議事については本件調査に関する自由な検討を妨げとならないこと、また対象者及びその関係者のプライバシーその他の利益へ配慮することに鑑み非公開とする。ただし、最終答申において各回の議事要旨を示すこととする。

(報告の提出)

第7条 本委員会は、その検討結果を答申としてとりまとめ、協会会長に提出する。

2 委員会の答申の内容は、出席委員の全員の同意をもって決定する。

(秘密の保持)

第8条 本委員会において審議した事項については、第三者に開示してはならない。

2 本委員会、協会ともに議事運営について取材源の秘匿に配慮した対応を行わなければならない。

(施行の期日)

第9条 この規定は2023年10月26日から施行する。